

[事案 24-119] 契約無効・既払保険料返還請求

・平成 25 年 3 月 27 日 裁定終了

※本事案の申立人は[事案 24-138]の申立人の配偶者である。

<事案の概要>

募集人による説明不十分により、商品内容を誤解していたことを理由に、契約の無効等を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 18 年 3 月、証券会社の窓口で「株でだいぶ損をしているので、この 500 万は安全な商品にしたい」と話したところ、募集人（証券会社職員）に勧められて 10 年満期の変額個人年金（一時払保険料 500 万円）に加入した。その際、損することもあり得るという説明は一切受けずにいたため、運用期間 10 年経過後は元金が戻ると信じていたが、実際には違い、リスク性商品であることが分かった。よって、契約を無効にして既払込保険料を戻してほしい。

<保険会社の主張>

下記の理由のとおり、募集行為に瑕疵はないため、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 募集人は、パンフレットや約款を使用して「運用実績によって積立金額が変動するので、積立金額に連動する解約払戻金額・年金額等が変動し、特別勘定の運用成果を期待できる一方で、払込保険料総額を下回り、ご契約者が損失を被ることがある」ことを説明している。
- (2) 「契約申込書・告知書」の記入にあたっては、裏面の確認書欄で「死亡保険金額は一時払保険料相当額が保証されているものの、年金額と解約払戻金額には最低保証がないこと」を再確認いただき、署名をいただいている。

<裁定の概要>

裁定審査会では、申立人の請求を、要素の錯誤（民法 95 条本文）による契約の無効、または消費者契約法 4 条 2 項違反（不利益事実の不告知）による契約の取消しを主張するものと解し、当事者から提出された申立書、答弁書等および申立人、募集人の事情聴取の内容にもとづき審理した。審理の結果、募集人がパンフレットおよび約款を交付しながら、これにもとづきリスクについて説明しないことは考えにくいこと、申立人がリスクを伴う資産運用の典型である株取引について経験を有していること、契約申込み当時 64 歳であり、十分な判断能力を具備していたと思われることを総合考慮すると、申立人において、錯誤に陥っていたと認めることはできず、仮に、錯誤が存在したとしても、下記の事実により、申立人には重大な過失があったと言わざるを得ないことから、申立人から無効を主張することはできない（民法 95 条ただし書き）として、指定（外国）生命保険業務紛争解決機関「業務規程」第 37 条にもとづき、裁定書にその理由を明記し、裁定手続を終了した。

- (1) 申込書裏面記載の「確認書」には、「資産は、積立期間中は特別勘定において主に有価証券で運用され、その運用実績に応じて年金額・死亡保険金額・解約払戻金額が変動し、その有価証券の価格や為替の変動等に伴う投資リスクは、契約者に帰属すること」「死亡保険金額は一時払保険料相当額（基本保険金額）が保証されているものの、年金額と解約返戻金額には最低保証がないこと」が記載されている。
- (2) 申立人が交付を認めている本件約款には、「変額個人年金保険のリスク」「必ずご確認ください変額個人年金保険のリスク」と題する記載があり、それぞれにおいて、変額個人年金

保険では、解約払戻金・年金額等が、積立金の変動リスク等により払込保険料の総額を下回り、保険契約者が損失を被ることがある旨、積立金の変動リスク等は保険契約者に帰属する旨の注意が喚起されている。

- (3) 申立人が交付を認めているパンフレットには、「実際の積立金額・死亡保険金額・・・年金額原資額・年金額は運用実績により変動いたします。」との記載が存在する。

【参考】

民法95条（錯誤）

意思表示は、法律行為の要素に錯誤があったときは、無効とする。ただし、表意者に重大な過失があったときは、表意者は、自らその無効を主張することができない。

消費者契約法4条（消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示の取消し）

2項本文 消費者は、事業者が消費者契約の締結について勧誘をするに際し、当該消費者に対してある重要事項又は当該重要事項に関連する事項について当該消費者の利益となる旨を告げ、かつ、当該重要事項について当該消費者の不利益となる事実（当該告知により当該事実が存在しないと消費者が通常考えるべきものに限る。）を故意に告げなかったことにより、当該事実が存在しないとの誤認をし、それによって当該消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示をしたときは、これを取り消すことができる。